

## 教職員の懲戒処分について

本市の市立高等学校の教職員の処分を行いましたので、お知らせします。

## 1 被処分者及び処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
市立高等学校	教諭	36歳	男	懲戒免職

## 2 処分年月日

令和4年12月26日(月)

## 3 事案概要

当事者は、勤務する学校的女子トイレ個室に盗撮用機器を設置した等により、令和4年12月21日付けで、千葉地方検察庁により、千葉県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反及び建造物侵入の罪の容疑で起訴されたもの。

## 4 再発防止の取り組み

- 管理職が毎日校内を定期的に巡回する際に、更衣室、トイレ等に不審物がないか確認する。不審物が発見された場合には市教育委員会に速やかに報告させるとともに、警察署と連携し対応する。
- 教職員向けの専門的・継続的な学びの機会の拡充に向け、外部講師を招聘し「性犯罪」をテーマにした研修を実施する。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等根絶に向けた各種取り組みを形骸化させず、より効果的なものにするため、定期的に第三者による評価・見直しを行う体制の構築を図る。